

【利用者資金の保全方法について】

●資金決済法第14条第1項の規定の趣旨

前払式支払手段(商品券等)の発行者は、その利用者の保護を目的として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより、資産保全することが義務付けられております。

●資金決済法第31条第1項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

●発行保証金の供託、発行保証金保全契約について

当社の資金保全方法は次の通りです。

盛岡地方法務局へ金銭による供託

●無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針

当社が発行するMORIO Payの盗難、紛失、滅失、改ざん等により、利用者に生じた損失については、一切責任を負わないものとします。管理には十分ご注意ください。

株式会社 日専連パートナーズ

盛岡Value City株式会社